

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（柏崎刈羽原子力発電所 保安規定）【27】
2. 日時：令和2年7月27日 15時30分～17時25分
3. 場所：原子力規制庁 9階B会議室（TV会議システムを利用）
4. 出席者（※…TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

義崎管理官補佐、皆川主任安全審査官、角谷安全審査官、照井安全審査官、桐原調整係長

実用炉監視部門

久光上級原子炉解析専門官（BWR班）※、平田上席監視指導官

事業者：

東京電力ホールディングス株式会社

原子力運営管理部 保安管理G マネージャー 他15名※

日本原子力発電株式会社

発電管理室 プラント管理Gr 課長※

5. 要旨

- (1) 東京電力ホールディングス株式会社から、令和2年3月30日に提出された柏崎刈羽原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書の内容について、令和2年6月1日、7月9日、7月20日及び7月22日の提出資料に基づき説明があった。
- (2) 原子力規制庁から、主に以下の点について説明等を求めた。
 - 新規制基準適用後の保守管理に関し、「重大事故等及び大規模損壊対応に必要な設備・資機材一覧表」と「5. 柏崎刈羽原子力発電所7号炉におけるサーベランス頻度の設定」の別紙に記載されている対象機器、点検内容等が相違しているが、これら対象機器の抽出の考え方、点検内容及び頻度との関係を整理して説明すること。
- (3) 東京電力ホールディングス株式会社から、了解した旨の回答があった。

6. その他

関係資料：なし